

## 学校生活の心構え

よりよい学校生活を送るため、次の事項をよく読んで実践してください。

### 1. 通学（登下校）について

- (1) 通学には時間の余裕を持ち、定められた時間（8：40）までに登校する。始業5分前には教室に入れるように心がける。
- (2) 自転車通学の場合は所定の届け（自転車通学届）を提出し、本校指定のステッカーを貼る。必ず鍵をかけること。雨の日の自転車通学はカッパを着用すること。
- (3) 下校の際は戸締り、室内の整理整頓に注意し、下校時刻を守ること。（一般生徒は午後4時50分までを原則とする。）
- (4) 通学途上で事故が発生した場合は、学校に連絡し、状況によっては警察にも通報する。

### 2. 校内生活について

- (1) 生徒手帳・身分証明書は常時携帯する。
- (2) 公共物（校舎・施設・設備・教具等）は大切に扱う。破損したときは関係職員及びHR担任に届け、所定の手続きをする（破損届）。
- (3) 欠席や遅刻をする場合は、その旨を担当に連絡する。その際、生徒手帳を活用する。また急な場合は、8：20までに学校に電話連絡をする。遅刻して登校した時は、職員室で入室許可書証に記入し、捺印してもらい教室に入る。**また、考査時は8：40までに必ず保護者から連絡を入れる。**
- (4) 早退・欠課および保健室等はそのつどHR担任に届け出る。早退の場合はHR担任に早退許可願を提出する。
- (5) 登校時から下校時までの間は、原則として外出は認めない。必要なときはHR担任に届け出て許可をうける（外出許可証）。
- (6) 所持品には必ず記名する。貴重品には特に留意し紛失しないよう注意するとともに紛失物や拾得物のあるときは直ちに関係職員に届け出る。
- (7) 不必要な金品は所持しない。生徒間の金品の貸借はしないこと。また、貴重品を所持できない時には、ロッカーに入れて鍵をかけること。鍵は入学後に配布します。
- (8) 火気に注意し、校内で許可なく火を使用しない。校舎内外に配置された防火施設・器具および警報装置等にみだりにふれないこと。
- (9) 責任を持って校舎内外の美化に心がけ、楽しく明るい環境作りに努める。
- (10) 休日は原則として登校できない。部活動等で登校する場合は、原則として制服で登校するが、部活動によってはチームウェアが認められるので、顧問の指示をうける。

### 3. 校外生活について

- (1) 本校生徒としての服装・言動に充分留意する。外出時には生徒手帳・身分証明書は携帯する。
  - (2) アルバイトは原則として認めない。ただし特別の事情のある場合は保護者の同意を得たのち、所定の届けを提出し許可をうける（アルバイト許可願）。
  - (3) 家庭に無断で外出したり無断外泊をしたりしてはならない。午後11時以降の外出は「深夜徘徊（夜遊び）」として補導の対象となる。
  - (4) 宿泊をともなう旅行等は保護者の同意を得たのち所定の届けをHR担任に提出し、許可をうける（旅行届）。
- ※ 諸届および方法については生徒手帳を参照すること。

## 交通安全について

「生徒の命を守る」ことを主眼に本校は開校以来一貫して「オートバイに乗らない。免許を取らない。買わない。親は子供の要求に負けない。」という原則『3+1ない運動』に基づいて厳しい指導を行っています。オートバイ（車）の運転・同乗は禁止です。御家庭での御協力をよろしくお願ひします。ただし、卒業後の進路等を考え、3年生における自動車教習所の入所については一定の条件のもと許可しています。また、加害者となってしまった時のために学校単位で「千葉県高等学校PTA連合会賠償責任制度」に加入しています。

## 服装・頭髪について

- (1) 服装は高校生らしく質素で、清潔である事を心がける。
- (2) 服装は学校指定のものとする。
  - ① 冬季制服
    - ・登下校時はブレザーを着用する。ブレザーおよびスラックス、スカートは指定のものとする。
    - ・ワイシャツ 白、無地で標準的なもの。
    - ・ベスト、カーディガン 学校指定のもの。
    - ・ネクタイ、リボン 男子は指定のネクタイ、女子は指定リボンを着用。ただし、女子がスラックスを選択した際は、リボン、ネクタイは選ぶことができる。
    - ・コート類 白、黒、紺、グレーなどの単色で華美でないもの。
    - ・靴下 白・黒・紺とする。冬季、女子はストッキングの着用も可。ただし、肌色または黒とする。
    - ・その他 男子はベルト（黒・茶・華美でないもの）を着用。女子はスカートにベルトの着用は禁止とする。
  - ② 夏季制服
    - ・スラックス、スカートは指定のものとする。
    - ・ワイシャツ 白、無地で標準的なもの。
    - ・ベスト 学校指定のもの。
    - ・靴下 白・黒・紺とする。
  - ③ 衣替えについて
    - ・時期 6月1日、10月1日より衣替えとし、5月1日から6月14日、9月24日から10月31日を移行期間とする。
    - ・服装 移行期間は、夏服または冬服どちらでもよい。詳細については、後日連絡をする。
    - ・ベスト、カーディガン 移行期間中は指定ベスト、指定カーディガンでの登下校を可とする。
- (3) 頭髪は、高校生にふさわしく清楚なものとする。（「頭髪に関する届け」を任意で提出することができます。）特異な型や極端に流行を追うようなスタイルを避ける。また、パーマ、染色、脱色、つけ毛（エクステ）、奇抜な髪形、剃り込みライン等は禁止とする。
- (4) 通学靴は革靴か運動靴とする。
- (5) 通学用カバンは自由とするが、チャック等がなく、閉まらないものは不可とする。
- (6) 上履、体育館履は本校指定のものとする。
- (7) その他
  - ① 化粧、色つきリップクリーム、マニキュア、爪を伸ばすこと、眉を剃ること等は禁止とする。
  - ② ピアス、指輪、ネックレス、エクステンション、カラーコンタクト等は禁止する。
- (8) 相当の理由により、制服等を着用することが困難な場合は、「異装許可願」を担任に提出し、異装の許可を受ける。

## 特別指導について

本校では、次のような行為があった場合は、特別指導（校長訓戒、自宅謹慎）を行っています。特別指導を受けると3年次、進路選択の際に不利になります。くれぐれも軽はずみな言動をとらぬよう、自己を律するようにしてください。

（対象になる具体的な行動）

喫煙（電子タバコ、類似品も含む）喫煙具所持・同席、飲酒（同席含む）、無断免許取得、バイク・車の運転、同乗、不正行為（カンニング、答案改ざん、スマートフォン・スマートウォッチ所持 等）、不正乗車、窃盗、器物損壊、けんか・暴力・威圧行為、金銭・物品強要、嫌がらせ、いじめ、対教師暴言、授業妨害、指導に従わない行為、その他 インターネットへの他人の個人情報の書き込み、誹謗、中傷などの書き込み 等。
--